

データの活用が想定される利用者の意見の要約（事後提出関係）（案）

データベース提供者（自動車運送事業者）が事後的にデータを提供し、これらを DB 化することによって、当該項目から分析やデータ検索を行うことができる。ただし、提供されるデータが交通事故統計原票に準じた中で、マクロ分析と同じ程度の分析を行うためにデータを登録するのであれば、ITARDA の交通事故統計を用いた方が母数の観点から有用である。さらに、一般の自動車運送事業者や管理者が交通事故統計原票と同レベルの調査票の記入するためには、教育・訓練等を通じて調査票の各項目・コードの説明や意味を理解しなければならないが、これを実行するのは現実的には難しい。一般の自動車運送事業者や管理者が各項目・コードの意味を十分理解しないまま調査票を記入した場合、現場の警察官が調査した結果と異なるコードが記入されて提出されることも予想できる。

事後的に提供する項目が、主にデータ検索に用いられるのであれば、項目は少ない方が自動車運送事業者側も提供しやすい。この観点からすれば、自動車事故報告規則のデータ項目を用いればよいのではないか。

ドライブレコーダから得られる個別データと警察のマクロデータをマッチングすることが望まれるが、諸般の事情で困難であることは理解できる。ただし、自動車事故報告規則のデータならばマッチングすることは可能なのではないか。

なお、自動車運送事業者の任意提出により DB 化を図るとのことであるが、仮に、事業者がニアミス等のデータを提出したとき、データベース管理者側はどのように対応するのか。法令上や倫理上等、問題と思われる映像だった場合、罰則・処分に至ることがあるのか。運用面については検討すべき課題が多いと思われ、その事項を整理する必要がある。